様式第5号（第5条関係）

年　 月 　 日

印

山梨県都留市長

還 付 （充 当） 通 知 書

お問合せ番号

あなたの納められた税（料）額が過誤納となりました

ので下記のとおり、還付（充当）します。

区分

過 誤 納 額

還 付 合 計 額

充 当 合 計 額

**通知番号**

加 算 金

**納付(入)**

**義 務 者**

**年　　度**

**科　　目**

**口座番号**

**振込予定日**

**金融機関**

**預金種目**

**口座名義人**

区分

期　別

【 充当される金額の明細 】

年　度

延 滞 金

期　別

【過誤納額の明細】

年　度

**理　　由**

**備　　考**

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県後期高齢者医療審査会に対して書面で審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過している場合は、審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①から③のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　①　審査請求があった日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

　②　処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**振込先**

（充当しきれなかった額については還付します。）

延 滞 金

督 手

税　額

【残未納額】

延 滞 金

督 手

税　額

【 充当額 】

延 滞 金

督 手

税　額

【過誤納額】

督 手

税　額

【納付済額】

**単位：円**

＝

－

＋